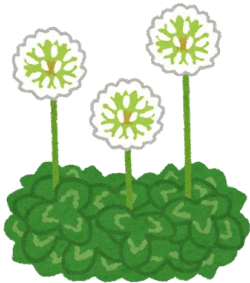


子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の出張や冠婚葬祭、病気、入院などにより、子どもの保育ができない時に、短期間の宿泊で子どもを預かります。宿泊場所は地域の里親さんの家です。保護者と里親さんも顔を合わせることができます。

～利用対象～

町内に住所がある、18歳未満のお子さんがある保護者のかた。



～里親さんってどんなひと?～

様々な事情があって家族と暮らせないお子さんを、家族に代わって温かい愛情をもって家庭で育てるかたです。宮城県による調査・審査を受け登録されています。登録されると定期的に更新が必要です。「里親＝養子縁組」ではなく、短期間の預かりなど様々な形の関わりがあります。

～里親のお住まい地域～

大河原町・柴田町

～利用者負担金(1日あたり)～

- ・2歳未満児 5,350円
 - ・2歳以上児 2,750円
- を町に支払います。

※課税状況により免除制度あり。



～利用期間～

子ども1人について7日以内。

～申請から利用までの流れ～

- ①子ども家庭課に相談・申請・お子さんの生活状況を確認
- ②町が預かり可能な里親を調整
- ③利用決定(利用負担金の決定)
- ④利用日に里親宅にお子さんを送迎
- ⑤利用料の支払い

※お問合せやご利用の相談は担当保健師または、子ども家庭課までご連絡ください。

大河原町 子ども家庭課 ☎0224-53-2251 健康推進課 ☎0224-51-8623